

千葉県県立学校チャレンジ応援基金に御寄附いただいた場合、

# ふるさと納税制度

をご利用いただけます。

## ● ふるさと納税制度とは

自治体への「寄附」のことです。

寄附金のうち2千円を超える部分について、一定限度額まで、  
個人住民税と所得税について税の軽減を受けることができます。

## ● ポイント

1

**生まれ故郷でなくてもOK！**

千葉県出身でない方、千葉県外にお住まいの方も  
ご利用いただけます。

2

**実質2千円の負担で寄附ができます！**

※控除される金額には、収入や家族構成等に応じて、  
一定の上限があります。

## ● お手続き

御寄附いただいた翌年3月15日までに、  
税務署で確定申告を行ってください。

※一定の要件を満たした場合、確定申告が不要になる場合がございます。  
(裏面「ふるさと納税ワンストップ特例制度利用」をご参照ください。)

## ● 各種お問い合わせ

千葉県県立学校チャレンジ応援基金に関すること:千葉県教育庁教育政策課

☎ 043-223-4152

ふるさと納税に関すること

:千葉県総務部税務課

☎ 043-223-2117

控除額に関すること

:お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

詳細は裏面にも記載しています。御参照ください。

# ● 御寄附の流れ

## 寄附を行う

・お申込み

・金融機関で御入金  
クレジットカード等  
で電子決済

・寄附金受領証明書  
の受取

・ふるさと納税ワンストップ  
特例の申請書の受取(希望  
者のみ)



## 控除の手続き

・確定申告又は  
ワンストップ特例の  
申請

・所得税・翌年度の  
住民税からの控除



### 【紙での手続き】

・寄附申出書に必要事項を記載し、千葉県教育庁教育政策課へメール、FAX 又は御郵送ください。

・千葉県教育庁教育政策課から納付書を郵送しますので、金融機関で御入金ください。

・納付いただいた後、千葉県教育庁教育政策課から寄附金受領証明書を郵送いたします。また、希望者にふるさと納税ワンストップ特例の申請書を送付致します。

### 【クレジットカード等での手続き】

・右のQRコード等から、ふるさとチョイス又はちば電子申請サービスのホームページにアクセスし、申込をしてください。

・納付いただいた後、ふるさとチョイス又は千葉県教育庁教育政策課から寄附金受領証明書を郵送いたします。



▲ふるさとチョイス



▲ちば電子申請サービス

## 1) 確定申告

・ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに住所地の所轄の税務署に確定申告を行ってください

・確定申告を行う際には、寄附を証明する書類(寄附金受領証明書)を添付してください。

・確定申告のお手続きについては税務署にお問い合わせください。

## 2) ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用

以下の条件を満たす場合に、確定申告が不要になる制度です。

### ▼条件

・確定申告の不要な給与所得者等であること

・ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であること

### ▼手続き

・ふるさと納税ワンストップ特例の申請書に必要事項をご記入の上、ふるさと納税を行った年の12月31日までに千葉県教育庁教育政策課宛に申請書をご提出ください。

※ワンストップ特例制度の適用条件に該当しなくなった場合は、確定申告を行う必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます